第９回　甲賀市景観審議会　　次第

平成 27 年（2015 年）9 月 16 日
14 時 00 分～
甲賀市碧水ホール　会議室

１．開　会

２．市民憲章の唱和

３．挨拶

４．協議事項

（１）屋外広告物条例ガイドライン（案）について	...資料１
①屋外広告物規制概要について	...資料１－１
②屋外広告物条例について	...資料１－２
（２）推奨基準適用地区の基本方針(案)について	...資料２
（３）公共的団体の指定(案)について	...資料３

５．閉会挨拶

資料１

150908

甲賀市屋外広告物ガイドライン

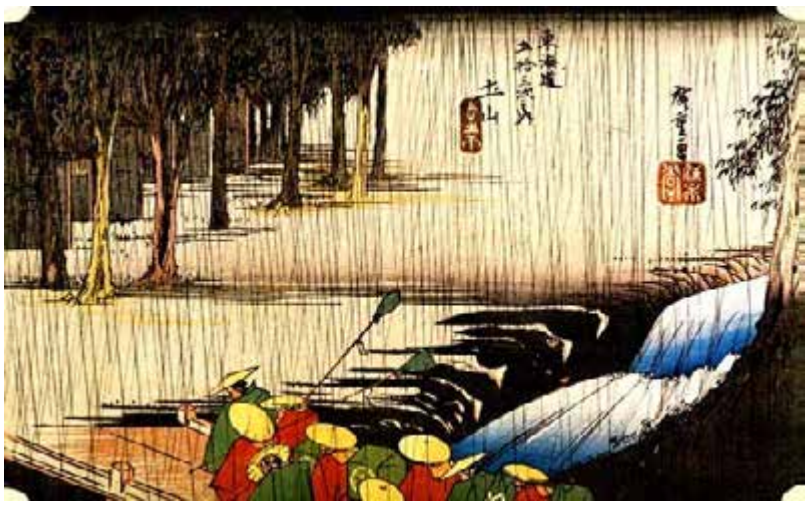

甲賀市

目　　次

■はじめに　1
1　甲賀市屋外広告物条例の目的　1
2　ガイドラインの目的　1
■第１章　屋外広告物について　2
1　屋外広告物とは　2
2　屋外広告物の種類（主な屋外広告物）　2
■第２章　制限等の内容について　3
1　禁止物件　3
2　禁止広告物等　3
3　適用除外広告物　4
4　地域の区分　5
（１）地域区分表　5
（２）地域区分図　6
5　許可基準　8
（１）一般基準　8
（２）屋外広告物の設置の可否について（簡易判定表）　9
（３）地域区分及び分類別基準　10
・第１種禁止地域　10
・第２種禁止地域　12
・第１種許可地域　13
・第２種許可地域　14
・第３種許可地域　15
（４）種類別基準　16
6　推奨基準適用地区について　17
7　歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物　18
■第３章　申請手続きの進め方　19
1　手続きのフロー　（申請）　19
2　許可申請手数料及び許可の期間　20
3　経過措置　21
■第４章　その他　22
1　管理義務等　22
2　除却義務　22
3　違反広告物に対する処分　22
4　屋外広告物業の登録について　22

■ はじめに

1　甲賀市屋外広告物条例の目的

屋外広告物は、店舗やサービス等の情報を提供する媒体として欠かせないという面がある一方で、それを目立たせるために大きさや数量、色彩等が過度に強調されることにより、まちなみの景観を阻害する要因となる側面を持っています。また、甲賀市景観計画では、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、屋外広告物に関する行為の制限に関する事項を定め、許可基準等を見直す方向性を定めています。

この条例は、屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持について必要な規制を行うことにより、もって良好な景観形成や風致の維持及び向上を図るとともに、屋外広告物の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的とします。

2　ガイドラインの目的

本ガイドラインは、甲賀市屋外広告物条例についてわかりやすく解説することを目的として制作したものです。屋外広告物についてのルールを理解していただき、甲賀市らしい景観の形成に配慮した屋外広告物の設置計画づくりや設計にご活用ください。

また、法・条例による許可手続を必要としない屋外広告物を設置するときも、本ガイドラインを参考に、周辺の景観に調和した魅力的なデザイン・色彩・素材等となるよう努めてください。

条例による規制を遵守していただくとともに、美しく安全で住みよい甲賀市とするためにご協力をお願いします。

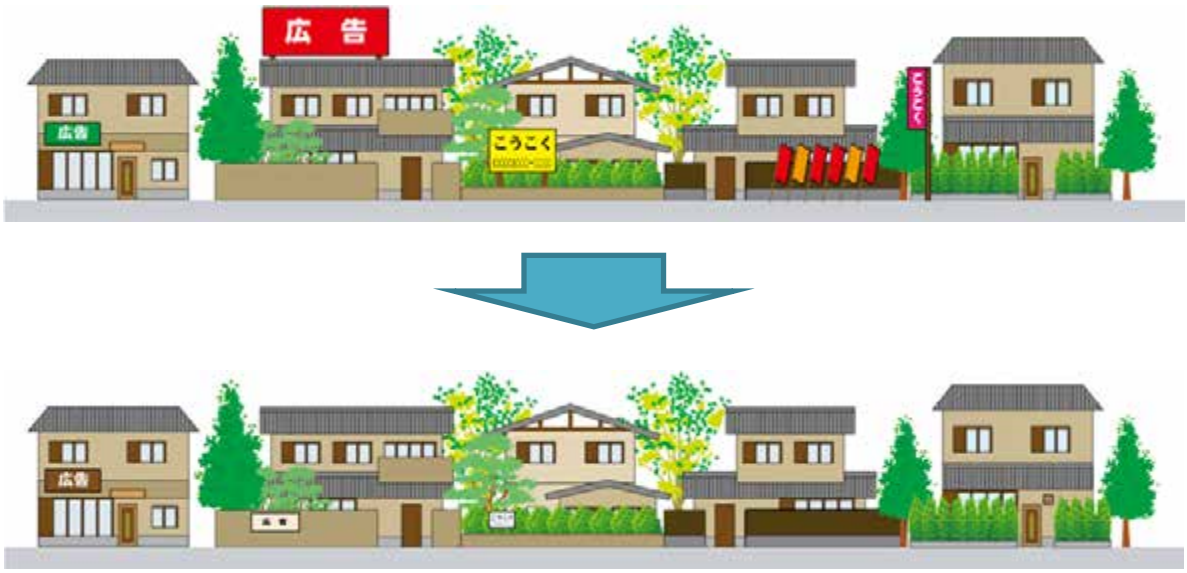

■ 第１章　屋外広告物について（条例第２条）

１　屋外広告物とは

次の４つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何に関わらず、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。例として、単なる個人の名前、法人の名称、取扱い商品等の文字表示、会社や商品の商標、シンボルマークといった表示も屋外広告物になります。

①　常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
②　屋外で表示される（建築物などの外側にある）こと
③　公衆に表示されるものであること
④　看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告板、広告塔、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

街頭で配布されるチラシや音声による宣伝放送、サーチライトおよび照明の類、駅構内やバス内、建物内部に掲出された表示物は、「屋外広告物」に該当しません。

２　屋外広告物の種類（主な屋外広告物）

形態や素材、利用物件による屋外広告物の種類は以下の通りです。

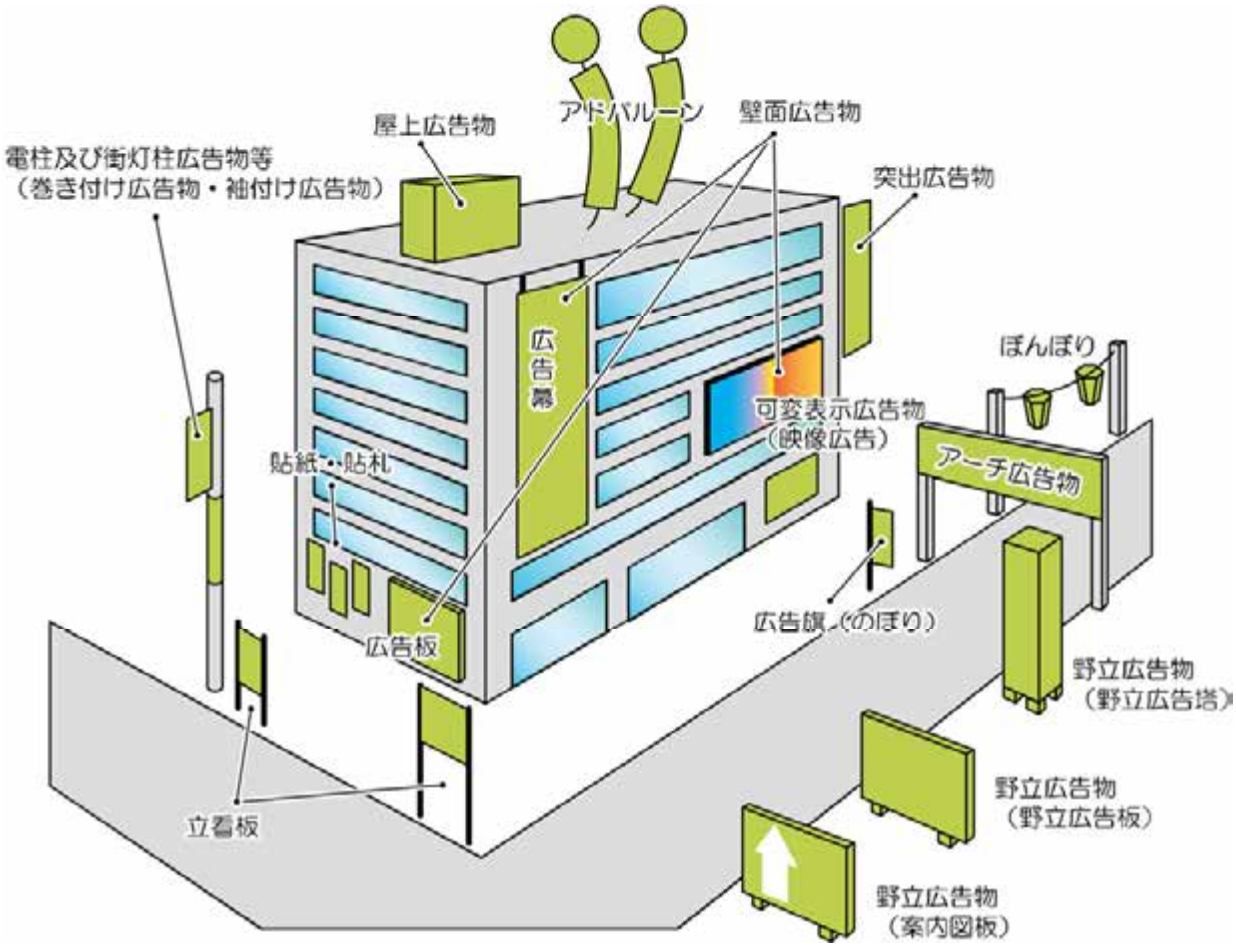

■ 第２章　制限等の内容について

1　禁止物件（条例第４条）

次の物件には、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません。

【公共構造物】橋、トンネル、高架構造物など

【道 路 関 係】道路の路面、分離帯、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール等）、駒止めの類、里程標の類、街路樹、路傍樹など

【文化的物件】彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など

【公共的物件】公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、防火水槽およびその防護柵、火災報知機、送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

＜違反広告物の例＞

（橋りょう）

（高架構造物）

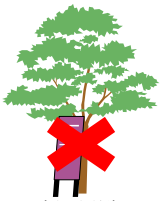
（街路樹）

（道路標識）

（彫像）

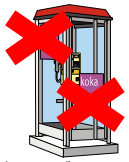
（電話ボックス）

（郵便ポスト）

（消火栓）

2　禁止広告物（条例第５条）

広告物の状態が次のいずれかに該当する場合は、表示・掲出することが禁止されています。

①　著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
②　著しく破損し、又は老朽化したもの
③　倒壊又は落下のおそれがあるもの
④　信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
⑤　道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

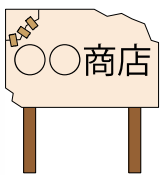

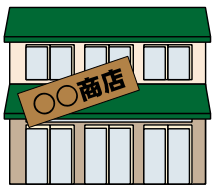

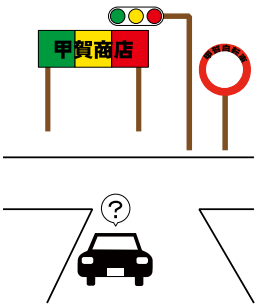

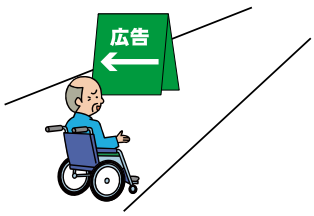

＜交通安全の観点からの補足説明＞
　信号や道路標識の周囲や、その背後に屋外広告物を表示・掲出しようとする場合は、規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにする必要があります。道路については、車道だけでなく、歩道上にも交通安全の妨げになる広告物は掲出することは出来ません。

３　適用除外広告物（条例第８条）

条例が適用されず、禁止地域等にも表示・掲出できる広告物があります。

①　「禁止物件」、「禁止地域」、「許可地域」であっても規制が適用されない例
（条例第８条第１項）

- 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件
- 景観法により指定された景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
- 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、ガスタンク、水道タンクその他のタンクの類にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、表示面積の合計が５㎡未満のもの
- 橋りょう、トンネル、高架構造物、公用又は公共用の石垣、擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所及び路上変電塔、信号機、道路標識及び交通安全施設、駒止めの類並びに里程標の類、消火栓、防火水槽及びその防護柵、火災報知機並びに火の見やぐら等に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、表示面積の合計が５㎡未満のもの
- ガスタンク、水道タンクその他のタンクの類に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- 公益上必要な施設又は物件で寄贈者名等を表示するもののうち、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を１平面とみなしたものの大きさの１／５以内のもの

②　「禁止地域」、「許可地域」であっても規制が適用されない例
（条例第８条第２項）

- 自家用広告物で、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては５㎡以下、許可地域においては 10 ㎡以下のもの
- 自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するもので、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては５㎡以下、許可地域においては 10 ㎡以下のもの
- 団体又は個人が、政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために自己の土地若しくは物件に表示する広告物又はその掲出物件で、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては５㎡以下、許可地域においては 10 ㎡以下のもの。
- 冠婚葬祭、祭礼等のため、慣例上一時的に表示するもの
- 講演会、講習会、音楽会、展覧会その他催事のため、その期間中、その会場敷地内に表示するもの
- 建設工事について、その工事期間中表示されるもの（周囲の景観と調和していること。宣伝の用に供されるものでないもの）
- 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示するもの
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- 政治資金規正法による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼紙若しくは貼札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件で、基準に適合するもの
- 歴史的伝統的意匠屋外広告物（P.18 参照）
- 表示又は設置の日及び当該日から 14 日以内に自ら除却する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示するもの

○　通知又は届出が必要となるもの

国、地方公共団体が表示・掲出する広告物、市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物については、規制の適用は除外されますが、あらかじめ市長に通知又は届出する必要があります。

4　地域の区分

地域の景観的特性を踏まえ、市内全域を禁止地域２種類、許可地域３種類の５つに区分しています。また、推奨基準適用地区を設け、周辺景観に調和した景観に誘導を図ります。

（１）地域区分表

禁止地域	第１種 禁止地域	・国宝及び重要文化財のある敷地の周囲 50m ・紫香楽宮 ・景観計画における「東海道土山宿景観形成地区」、「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」
	第２種 禁止地域	・第１・２種低層住宅専用地域、都市公園・緑地、古墳・墓地 ・高速道路（新名神）の道路敷 ・国道 307 号沿道景観形成地区のうち道路敷の部分 ・杣川河川景観形成地区のうち河川敷の部分 ・土山地域幹線道軸の地域（国道１号線沿線を除く） ・国道 477 号全区間（土山地域の範囲）、県道大河原北土山線全区間の道路敷きから 50m以内の地域 ・自然公園特別地域 ・インターチェンジの周辺（道路敷から 500mの範囲）
許可地域（※）	第１種 許可地域	・高速道路（新名神）から 展望可能な 300m以内の地域 ・高速道路（新名神）のうち、土山ＳＡ、甲南Ｐ．Ａから展望可能な 500m 以内の地域 ・鉄道から 100m以内の地域 ・指定道路（一般国道及び県道草津伊賀線、県道泉水口線の南林口以東、市道名坂中邸線）から 30m以内の地域
	第２種 許可地域	・第１種許可地域、第３種許可地域を除く他の地域
	第３種 許可地域	・第１・２種低層住居専用地域以外の住居系用途地域 （第１種許可地域を除く）

※　禁止地域を除く

推奨基準適用地区（禁止地域を除く）

第１種	・土山地域国道１号沿線地区 ・水口地域旧東海道沿線地区
第２種	・国道１号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷きから 30m以内の地域 ・国道 307 号沿道景観形成地区 ・杣川河川景観形成地区

※　推奨基準適用地区については該当する上記のいずれかの許可地域の申請要件・基準を適用します。推奨基準（Ｐ．17）を努力義務とし、この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大３年の屋外広告物について許可期間を最大６年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。

2） 地域区分図

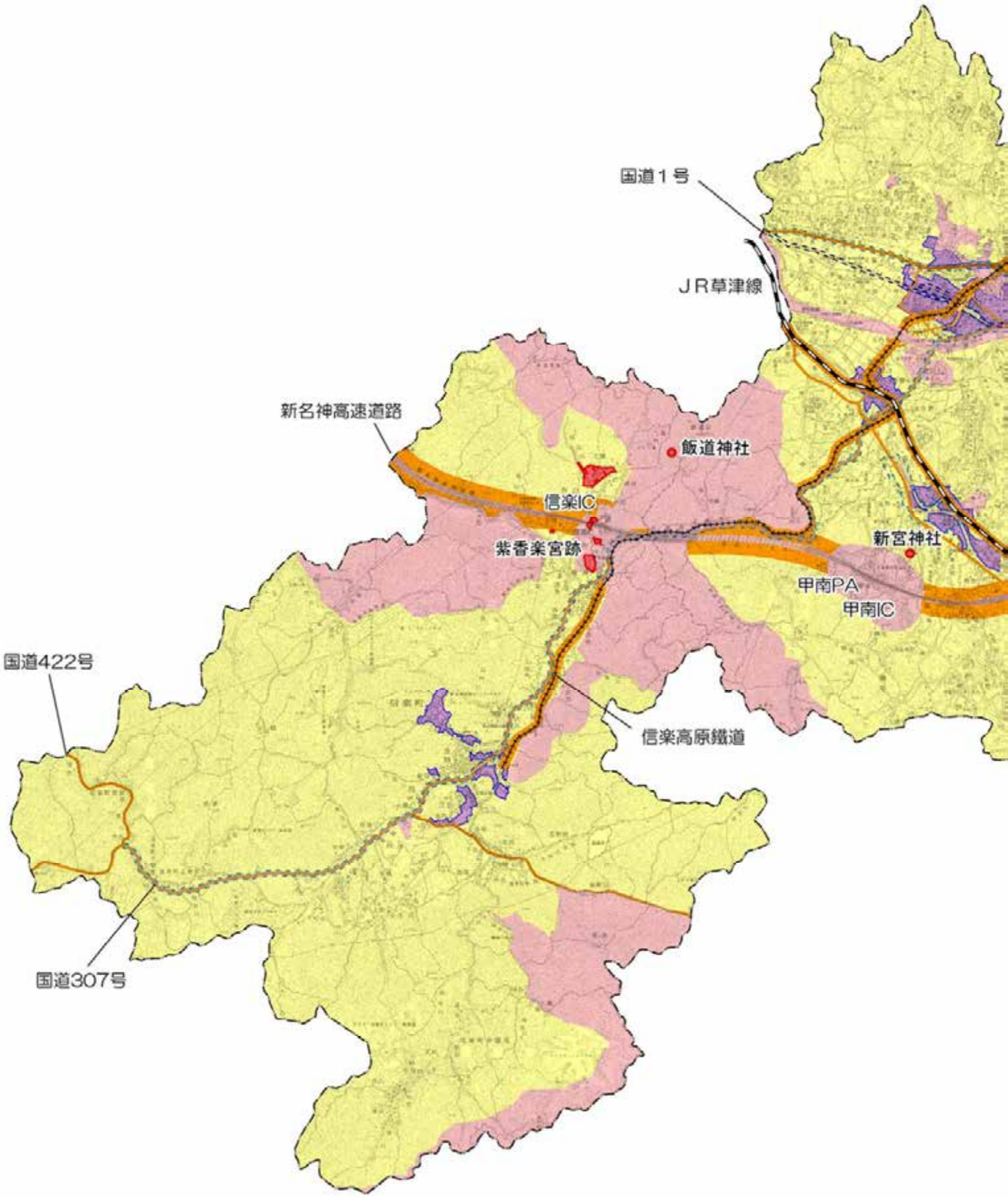
国道１号
ＪＲ草津線
新名神高速道路
飯道神社
信楽IC
紫香楽宮跡
新宮神社
甲南PA
甲南IC
国道422号
信楽高原鐵道
国道307号

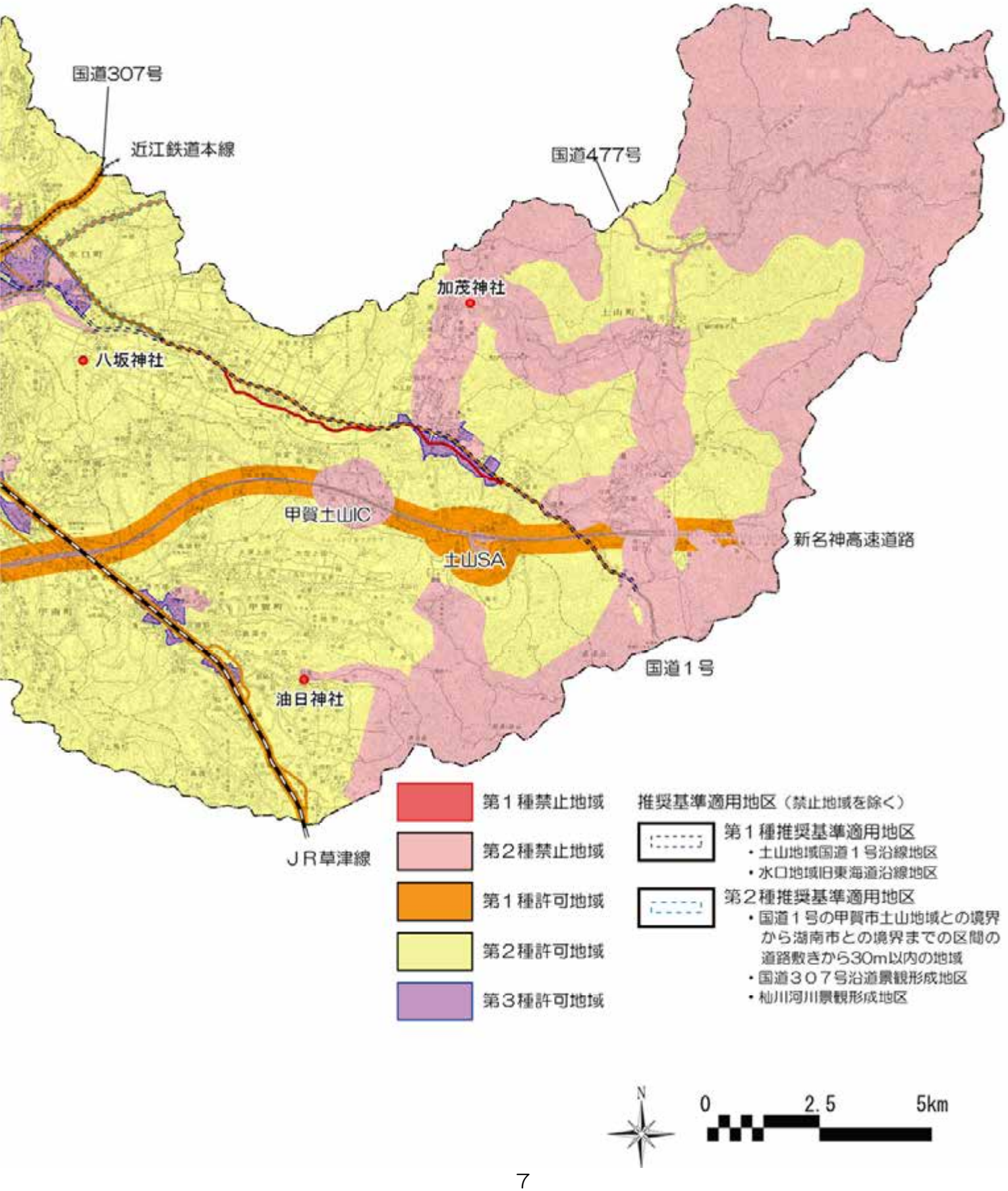
国道307号
近江鉄道本線
国道477号
加茂神社
八坂神社
甲賀土山IC
土山SA
新名神高速道路
国道１号
油日神社
ＪＲ草津線
第１種禁止地域
第２種禁止地域
第１種許可地域
第２種許可地域
第３種許可地域
推奨基準適用地区（禁止地域を除く）
第１種推奨基準適用地区
・土山地域国道１号沿線地区
・水口地域旧東海道沿線地区
第２種推奨基準適用地区
・国道１号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷きから30m以内の地域
・国道３０７号沿道景観形成地区
・杣川河川景観形成地区
N
0
2.5
5km

５　許可基準

（１）　一般基準

許可地域・禁止地域の両方に適用されます。

①　都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。

○

○

②　地色は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色を使用しないこと。

×

○

③　反射材等を用いる場合は、交通の安全性に十分配慮すること。

×

○

④　蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。

昼間

夜間

×

⑤　照明を伴うものにあっては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。

×

○

⑥　ネオンサイン等は、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。

×

○

（２）屋外広告物の設置の可否について（簡易判定表）

○：設置可（原則許可が必要です。）　×：設置不可

<table>
<tr><th rowspan="2">広告物
地域</th><th rowspan="2">自家用広告物</th><th colspan="3">非自家用広告物</th><th rowspan="2">適用除外
広告物</th></tr>
<tr><th>道標・
案内図板</th><th>一般広告物
野立
広告物</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>第１種禁止地域</td><td rowspan="2">○
総面積５㎡以下は許可不要</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="3">×</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="4">○
すべて許可
不要</td></tr>
<tr><td>第２種禁止地域</td></tr>
<tr><td>第１種許可地域</td><td rowspan="3">○
総面積１０㎡以下は許可不要</td><td>○</td></tr>
<tr><td>第２種許可地域</td><td colspan="2" rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>第３種許可地域</td></tr>
</table>

※　詳しい規制内容については、P10 からの地域区分別及び分類別基準で確認してください。

＜屋外広告物の種類＞

<table>
<tr><td colspan="2">自家用広告物</td><td>自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示するもの</td><td> 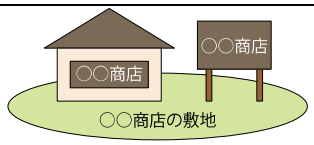
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非自家用広告物</td><td>道標・案内図板</td><td>自己の敷地以外に設置し、店舗等への案内誘導のために設置される、表示面積の 40%以上が地図や矢印、案内内容であるもの</td><td> 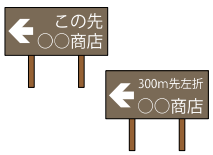
</td></tr>
<tr><td>一般広告物
（非自家用広告物）</td><td>上記以外の屋外広告物</td><td> 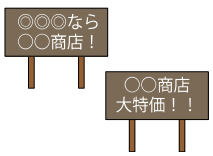
</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用除外広告物</td><td>法令の規定により表示するものなどの条例の規定から一部除外されている広告物</td><td></td></tr>
</table>

（３）地域区分別及び分類別基準

第１種禁止地域

■自家用広告物（合計が５㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。（※）

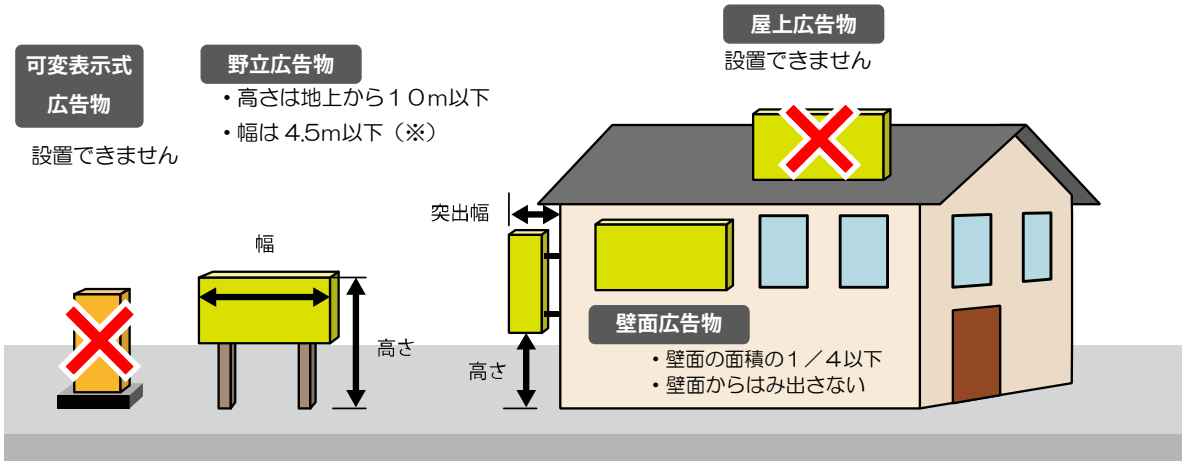

突出広告物

- 突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
- 高さは壁面の上端を超えない
- 道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上（歩道上 2.7m以上）

※　用途地域（第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の 40%以上であること

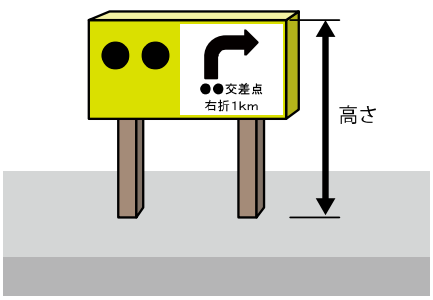

- 表示面積は片面３㎡以下（２人以上の場合は５㎡以下）
- 高さは地上から 4.5m以下（指定道路沿線では路面から 4.5m以下）
- 同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと
- 国道同士の交差点から 30m以内は設置できません。

■色彩及び素材

＜色彩＞

①　広告物の地色（※）は、彩度８を超えない。

本ガイドラインでは、色彩を「マンセル表色系」により表現します。マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の三属性によって表現します。地色（※）として利用できる色彩の例は以下の通りです。

ＪＩＳ標準色票　光沢版
【第８版（JIS Z 8721 準拠）】より
日本規格協会 JIS 色票委員会　監修／
発行：（財）日本規格協会／製作：（財）
日本色彩研究所

※　地色：下地の色

＜色相・彩度・明度（色彩の三属性）について＞

- 色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。
- 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といいます。
- マンセル値 5G 5/10（ごじーごの１０）は、色相 5G、明度 5、彩度１０を表しています。

ごじー　ご　の　じゅう
5G 5 / 10
色相　明度　彩度

②　彩度１０を超える色を使用する場合、１面の面積あたり１／３以上使用しない。

③　支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。

参考：JIS の慣用色名

茶色　5YR 3.5/4　　焦茶　5YR 3/2

＜素材＞

①　木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。

第２種禁止地域

■自家用広告物（合計が５㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15 ㎡以下とします。

可変表示式広告物

・片面３㎡以下
・１事業所に１個

野立広告物

・高さは地上から 10m以下

屋上広告物

・建物の高さ×２／３かつ３m以下
・壁面からはみ出さない

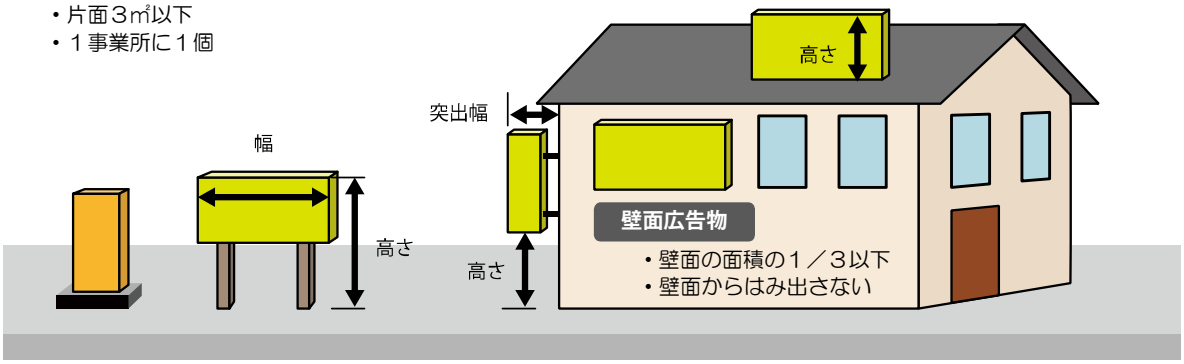

突出広告物

・突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
・高さは壁面の上端を超えない
・道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上（歩道上 2.7m以上）

■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の 40%以上であること

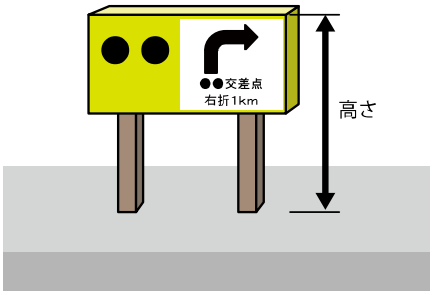

・表示面積は片面５㎡以下（２人以上の場合は８㎡以下）
・高さは地上から 4.5m以下（指定道路沿線では路面から 4.5m以下）
・同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと
・国道同士の交差点から 30m以内は設置 できません

第１種許可地域

■自家用広告物（合計が 10 ㎡までの場合は許可不要）

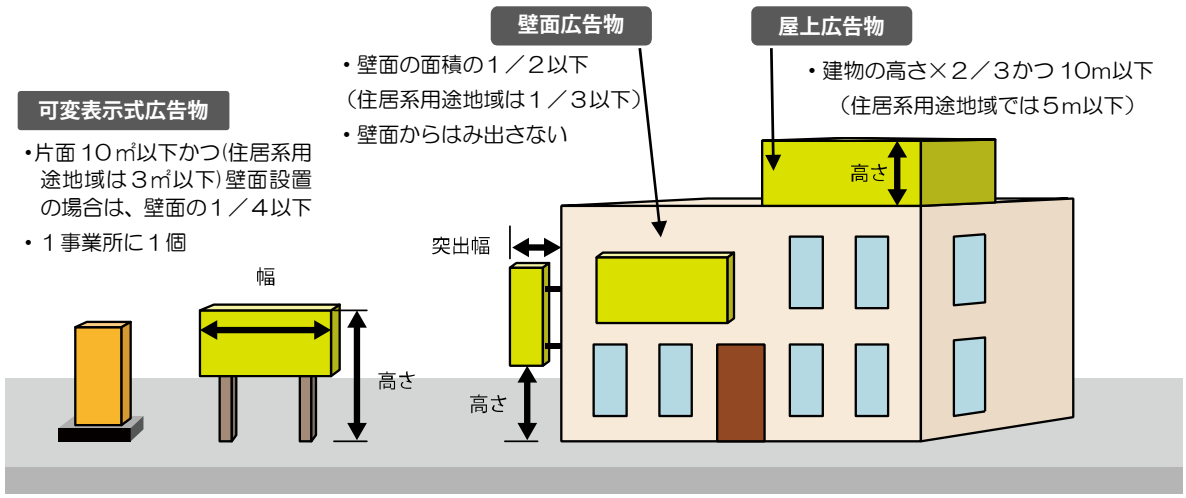

野立広告物

・高さは地上から 20m以下
（住居系用途地域は 10m以下）

突出広告物

・突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
・高さは壁面の上端を超えない
・道路上へ突出する場合、下端は 地上から 4.7m以上
（歩道上 2.7m以上）

■非自家用広告物

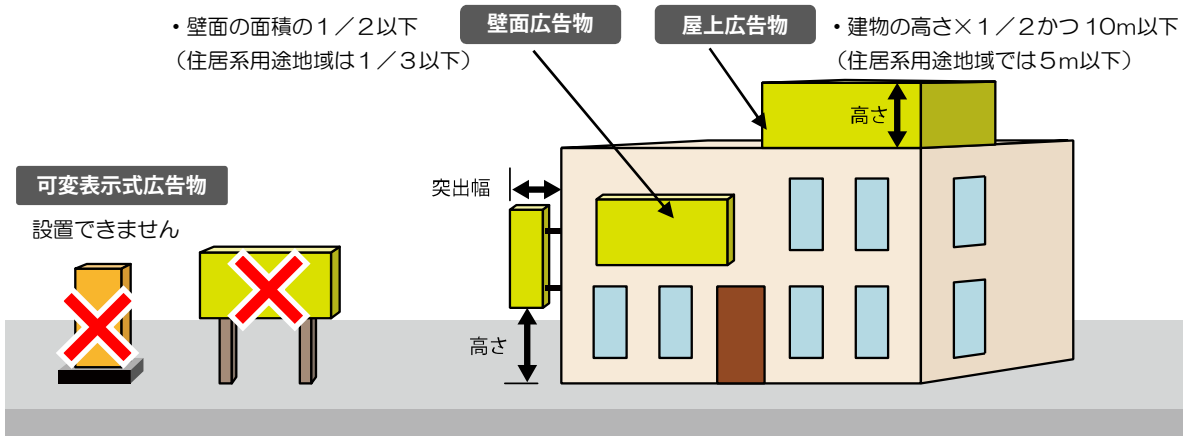

野立広告物

設置できません
※道標・案内図板は
設置できます。

突出広告物

・突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
・高さは壁面の上端を超えない
・道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上
（歩道上 2.7m以上）

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の 40%以上であること

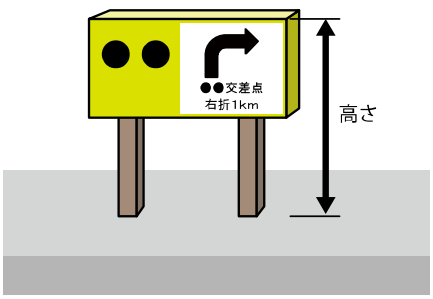

・表示面積は片面５㎡以下（２人以上の場合は８㎡以下）
・高さは地上から 4.5m以下（指定道路沿線では路面から 4.5m以下）
・同一広告主が複数設置する場合は、100m×100mの範囲内に２個以内
・国道同士の交差点から 30m以内は設置できません

第２種許可地域

■自家用広告物（合計が 10 ㎡までの場合は許可不要）

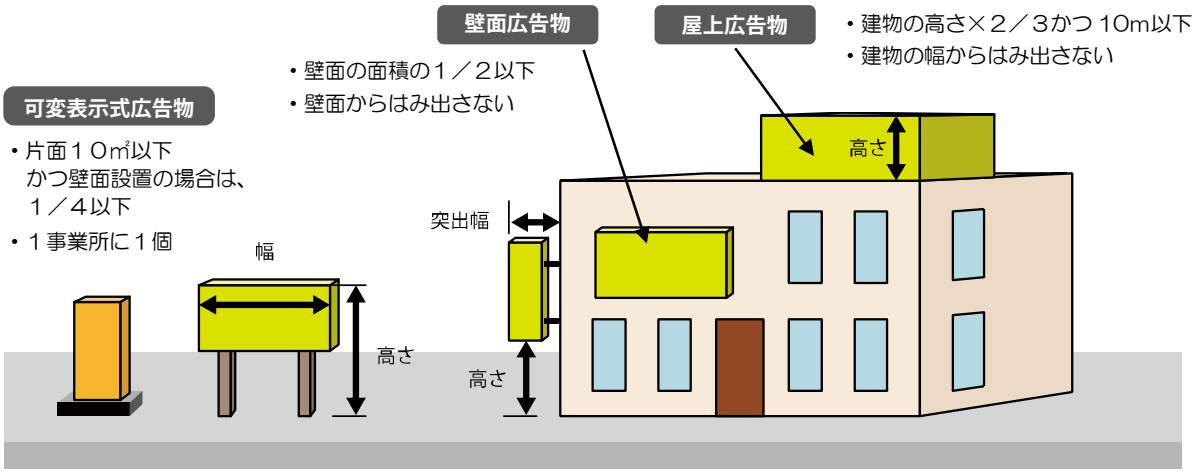

野立広告物

・高さは地上から 20m以下

突出広告物

・突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
・高さは壁面の上端を超えない
・道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上
（歩道上 2.7m以上）

■非自家用広告物

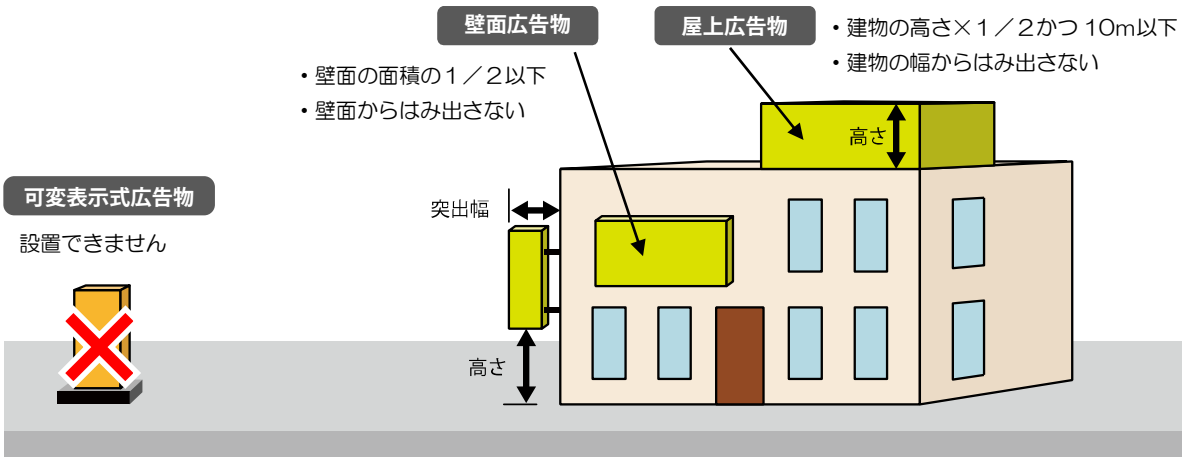

突出広告物

・突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
・高さは壁面の上端を超えない
・道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上
（歩道上 2.7m以上）

野立広告物　**道標・案内図板**

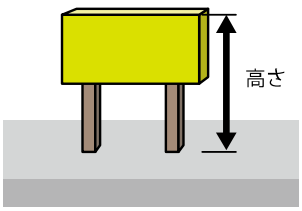

広告板
表示面が２面以下のもの

・表示面積は片面 20 ㎡以下
・高さは地上から 4.5m以下
・鉄道、指定道路等から 500 m以内の区域では 100m以上離す

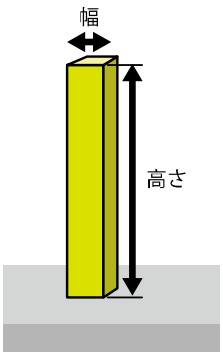

広告塔
表示面が３面以上あるもの

・表示面積は一面 20 ㎡以下
・一面の幅は２m以下
・高さは地上から 10m以下
・鉄道、指定道路等から 500m以内の区域では 100m以上離す

第３種許可地域

■自家用広告物（合計が 10 ㎡までの場合は許可不要）

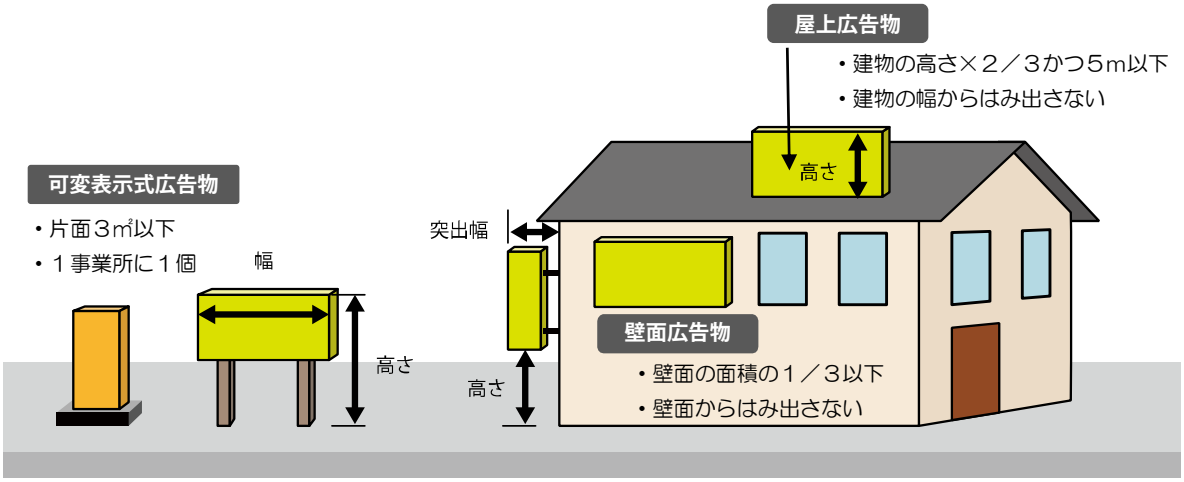

野立広告物

・高さは地上から 10m以下

突出広告物

・突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
・高さは壁面の上端を超えない
・道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上（歩道上 2.7m以上）

■非自家用広告物

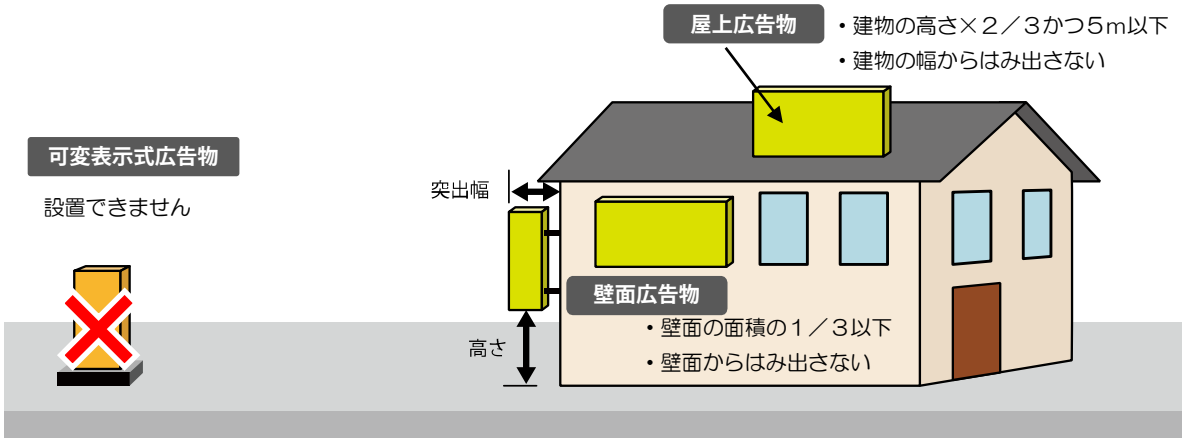

突出広告物

・突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
・高さは壁面の上端を超えない
・道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上（歩道上 2.7m以上）

野立広告物　**道標・案内図板**

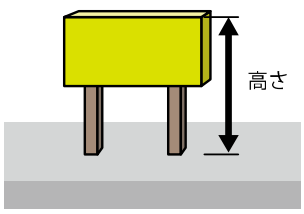

広告板
表示面が２面以下のもの

・表示面積は片面５㎡以下
・高さは地上から 4.5m以下
・同一広告主が複数設置する場合は、100m×100mの範囲に２個以内

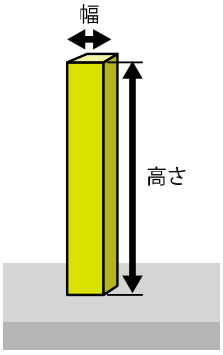

広告塔
表示面が３面以上あるもの

・表示面積は一面５㎡以下
・高さは地上から 4.5m以下
・同一広告主が複数設置する場合は、100m×100mの範囲に２個以内

（4）種類別基準

可変表示式広告物

■自家用広告物

a．第１種禁止地域では、設置できません。

b．一方向から見た表示面積の合計は、第２種禁止地域・第３種許可地域では３㎡であること。
第１種許可地域：第２種許可地域では１０㎡以下であること。

c．個数は、１事業所等につき１個以内であること。

d．壁面広告物である場合は、壁面の見つけ面積の４分の１以下であること。

e．野立広告物である場合は、指定道路沿線においては、道路面からの高さは10m以下であること。住居系用途地域では５m以下であること。

f．該当する屋外広告物の種類の基準を満たすこと。

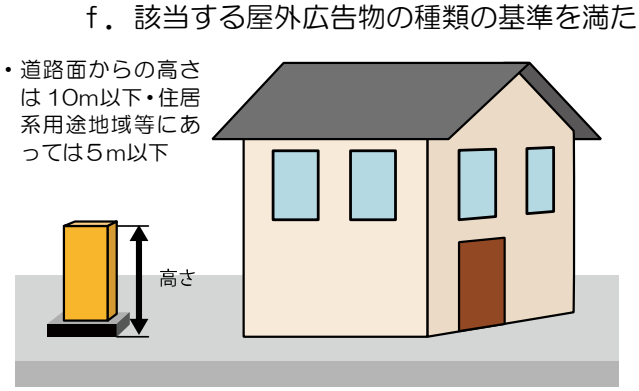

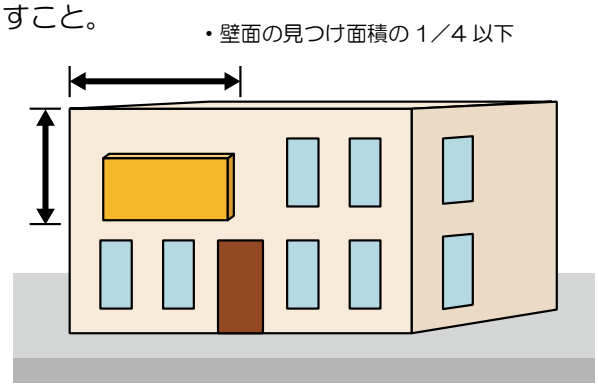

■非自家用広告物

a．設置を許可しない。

電柱の類を利用する広告物

a．巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から 1.2m以上で、長さは 1.8m以下であること。

b．袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から 4.7m以上で、長さは 1.5m以下、突出し幅は0.9m以下であること。ただし、広告物の表示面積は片面 1.2 ㎡以下であること。

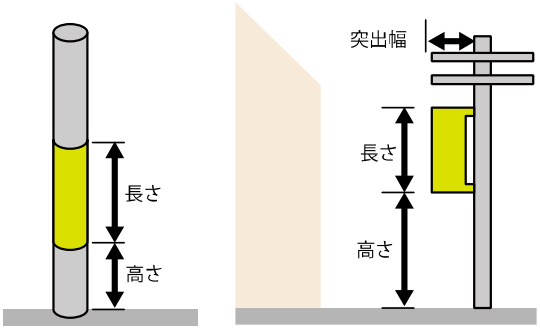

c．袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。

d．広告物の個数は、１柱につき巻き付けにする広告物１巻きと袖付けにする広告物１個以内であること。

その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、貼紙、貼札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーン及びぼんぼり	一般基準を適用する。

６　推奨基準適用地区について

推奨基準適用地区

推奨基準適用地区については、該当する許可地域の申請要件・基準を適用したうえで、努力義務として推奨基準を設けています。

この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大３年の屋外広告物について許可期間を最大６年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。

■自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15 ㎡以下であること。

可変表示式広告物

- 3㎡以下（片面）
- 建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の１／４以下
- できるだけ面積が小さくなるよう配慮する（１事業所につき原則１個）
- 指定道路に接する敷地では、地上からの高さ 10m以下・住居系用途地域にあっては地上からの高さ５m以下

屋上広告物

設置しない

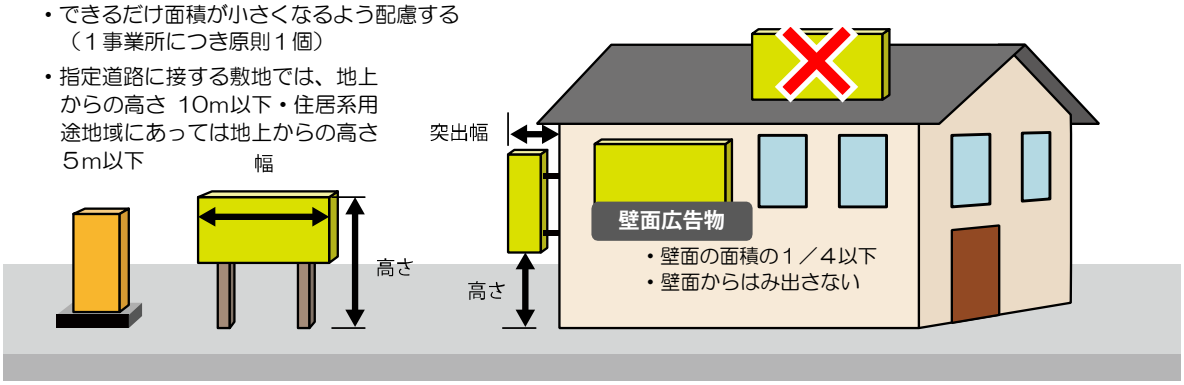

野立広告物

- 高さは地上から 10m以下
  指定道路沿線にあっては道路面から 10m以下
- 幅は 4.5m以下（※）

突出広告物

- 突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は１m以下
- 高さは壁面の上端を超えない
- 道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上（歩道上 2.7m以上）

※　用途地域（第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

■非自家用広告物

非自家用広告物は設置しないこと。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の 40%以上であること

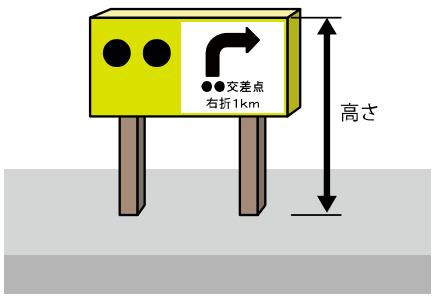

- 表示面積は片面５㎡以下（２人以上の場合は８㎡以下・できるだけ集約すること）
- 高さは地上から 4.5m以下
  指定道路沿線にあっては道路面から 4.5m以下
- 同一広告主が複数設置する場合は、相互間距離を 500m以上離すこと

■色彩及び素材

色彩及び素材に関する基準は、第１種禁止地域の基準（P．10）を準用する。ただし、広告物の地色の地色は、彩度８を超えないものとする。

※　第１種地域では、自家用広告物の総面積が、10 ㎡以下の場合は届出が必要です。
※　３年ごとに安全点検を行い、報告すること。

7　歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物（条例第１０条）

甲賀市独自の屋外広告物に関する取り組みとして、歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物の指定制度を設けます。

広告物の所有者の申請に基づき、景観審議会の意見を聴いて指定します。

<歴史的伝統的意匠屋外広告物>　（※）

歴史的伝統的意匠を有し周辺景観と調和する広告物を指定します。

指定された広告物は許可基準の適用除外とします。

<優良意匠屋外広告物>　（※）

周辺景観との調和や広告物自体の観点からモデルとなる広告物を指定します。

指定された広告物は、許可期間最大３年以内を最大６年以内に延長することができます。

※　ただし、３年ごとに安全点検を行い、報告すること。

■ 第３章　申請手続きの進め方

１　手続きのフロー　（申請）

甲賀市内に屋外広告物を表示又は掲出しようとするときは、甲賀市の許可が必要です。

計画段階

1　事前相談
屋外広告物を設置する場合は、担当窓口にお問合せください。
屋外広告物の表示等ができる地域か、どんな基準があるか、どんな業者に頼んだら良いかなど、ご説明いたします。

2　登録業者へ相談
屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

3　設置計画の検討
ガイドラインなどで屋外広告物のルールを確認しながら、表示等の計画を検討します。

4　計画案の事前相談
具体的にまとまったら、担当窓口にご相談ください。
基準を満たしているかどうかや、手数料についてなど、確認をさせていただきます。

審査段階

5　許可の申請
申請書式は市のホームページからダウンロードできます。国、地方公共団体は「通知書」、公共的団体は「届出書」の提出が必要です。

6　手数料の納付　許可書と許可証票の受取り
市が発行する納付書により手数料を収めてください。
許可書と許可証票（若しくは印）を受取ってください。

工事段階

7　工事着工・完成
申請内容に基づき工事を行ってください。

8　完了届の提出
工事が完了したら、速やかに「完了届」を提出してください。

9　広告物に許可証票を貼る
貼紙の場合は、許可印の打刻が必要です。

10　許可期間中の適正な管理

表示内容を変更するとき
12　表示内容等の変更計画 → 13　変更許可申請 → 6へ

許可物件を除却したとき
14　不要物件の除却 → 15　除却届

許 可 期 間 終 了
許可を受けた期間の後も継続して表示又は掲出する場合は、許可期間満了の日の 10 日前までに継続許可申請を行い、許可を受けてください。

引き続き必要な場合

11　継続許可の申請・手数料の納付
管理者による屋外広告物の点検が必要です。

以後、6･9･10 と同じ
許可を受けた広告物の表示者や管理者等に変更があれば、事前に届出を行なってください。

2　許可申請手数料及び許可期間

屋外広告物許可手数料および許可期間は以下の通りです。

区分		単位	金額(円)	許可期間
看板、広告板及び広告塔(これらに類するネオン類照明広告物を含む。)並びにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440	3年以内
	面積1㎡以上2㎡未満のもの	1個	830	
	面積2㎡以上5㎡未満のもの	1個	1,060	
	面積5㎡以上10㎡未満のもの	1個	2,130	
	面積10㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額	
立看板及び広告旗		1個	250	6月以内
はり紙（つり下げるものを含む。以下この表において同じ。）		100枚	420	2月以内
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420	1年以内
アーチ広告物		1個	4,170	3年以内
広告幕		1枚	420	2月以内
アドバルーン		1個	1,060	1月以内
ぼんぼり		1個	90	2月以内

備考

a．屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可手数料を徴収する。

b．屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

c．はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

d．本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。

e．申請手数料は、甲賀市の発行する納付書で収めてください。

f．推奨基準適用地区の区域内で、推奨基準に適合する屋外広告物や、優良意匠屋外広告物の指定を受けた屋外広告物は、許可期間を最大３年のものを最大６年まで延長できます。

３　経過措置

この条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例の許可基準で許可を受けている屋外広告物のうち、市条例の施行に伴って許可基準に適合しなくなるものについては、市条例施行後３年以内に限り、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

なお、この許可期間終了までに市条例の許可基準に適合するための改修や除却等を行う計画書が提出され、相当と認められた場合に限り市条例施行日から最長７年間を限度として広告物を表示等することができる経過期間を設けています。

【経過措置図】

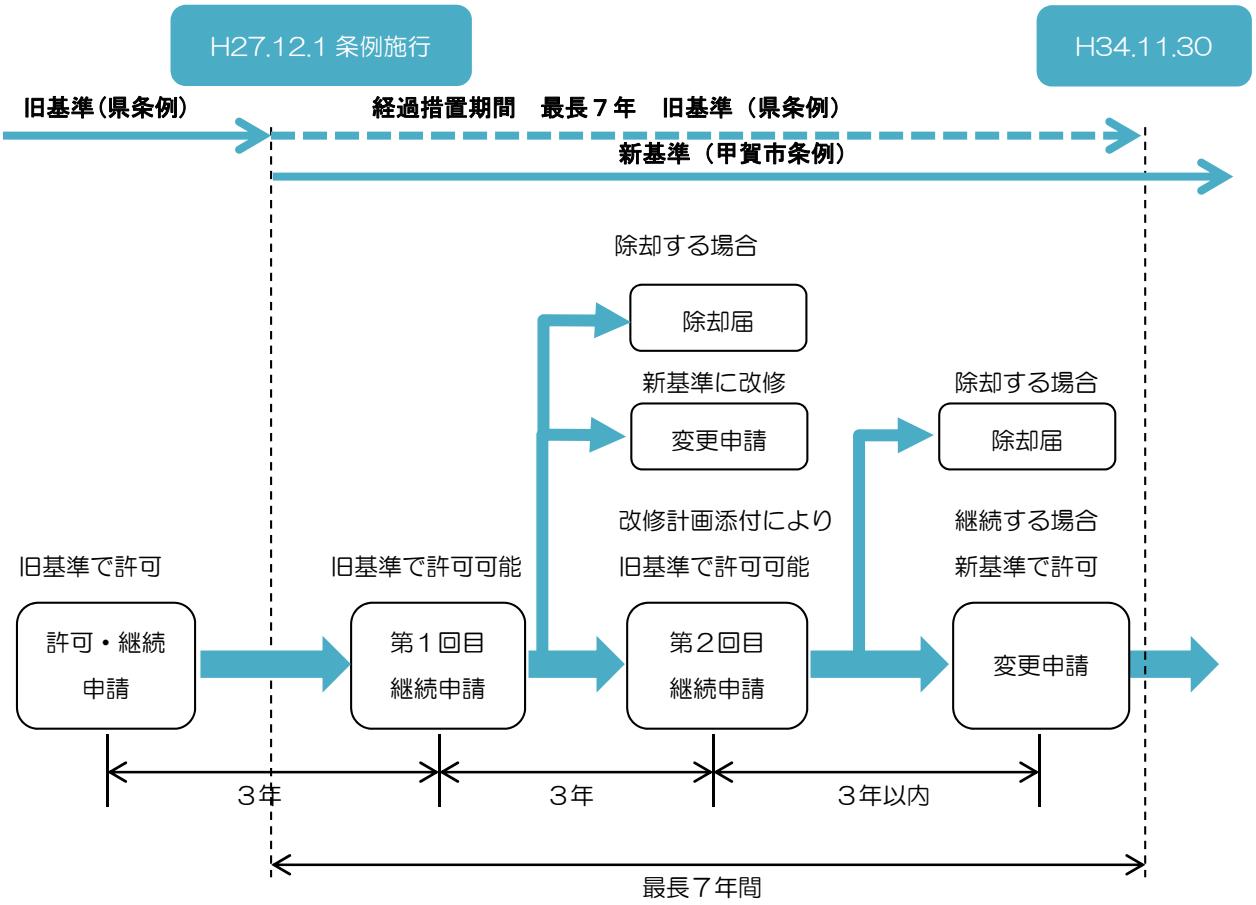

■ 第４章　その他

１　管理義務等（条例第 18 条）

許可を受ける広告物または提出物件は、管理者を定める必要があります。

広告物の設置者や管理者は、広告物を常時補修し、良好な状態に保持するために必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さ 4mを超えるもの）を設置する場合の管理者は、下記の資格を有する者とします。

○　登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
○　地方公共団体が行う屋外広告物講習会の修了者
○　広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者

２　除却義務（条例第 19 条）

広告物の設置者や管理者は、許可期間が満了したとき、又は設置の必要がなくなったとき、若しくは許可が取り消されたときは、遅滞なく（10 日以内）広告物を除却しなければなりません。

３　違反広告物に対する処分（条例第 20 条～34 条）

条例や規則に違反している者に対し、下記の処分を行うことがあります。

ａ．許可の取り消し（条例第 20 条）
・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。

ｂ．違反に対する措置（条例第 21 条）
・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。

ｃ．公表
・違反に対する措置に対し、正当な理由なく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

ｄ．報告及び立ち入り検査（条例第 27 条）
・広告物について、報告や資料の提出を求めたり、建物及びその敷地に立ち入り検査することがあります。

ｅ．罰則（条例第 34 条から第 35 条）
・条例の違反に対しては、刑罰（50 万円以下）の罰金刑が科されることがあります。

ｆ．　簡易除却（法第７条第４項）
・電柱などに表示されている違反の貼紙、貼札、広告旗、立看板等は、事前に通告なく除却します。

４　屋外広告物業の登録について

市内で屋外広告業（※）を営む場合は、滋賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告物業の登録をする必要があります。

屋外広告物業の登録に関しては、滋賀県土木交通部都市計画課までお問い合わせください。

※　屋外広告業とは、屋外広告物の表示及び設置を行う営業のことをいいます。

甲賀市屋外広告物　ガイドライン

発行：平成 27 年 10 月
甲賀市　都市計画課
所在地/〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
電話番号/0748-65-0719 FAX/0748-63-4601

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に　　あなたも仲間
いろどる山河と　　生きいき文化
こぼれる笑顔に　　応える安心
うみだす活力　　受けつぐ伝統
かがやく未来に　　鹿深の夢を

資料１－１

■屋外広告物規制の概要

甲賀市全域を下記の地域に分け、地域の特色に合わせた許可基準を定めています。

＜規制エリアごとの許可申請要件＞

地域の種類		各地域の範囲	自家用広告物	非自家用広告物	
				一般広告物	道標・案内図板
禁止地域	第１種禁止地域	・国宝及び重要文化財のある敷地※の周囲 50m ・紫香楽宮 ・景観計画における「東海道土山宿景観形成地区」、「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」	総面積５㎡を超える場合は許可申請が必要	原則 設置できません	すべて許可が必要
禁止地域	第２種禁止地域	・第１・２種低層住宅専用地域、都市公園・緑地、古墳・墓地 ・高速道路（新名神） ・国道 307 号沿道景観形成地区のうち道路敷の部分 ・杣川景観形成地区のうち河川敷の部分 ・土山地域幹線道軸の地域（国道１号線沿線を除く） ・国道 477 号全区間（土山地域の範囲）、県道大河原北土山線全区間（９号）の片側 50m以内の両側の地域 ・自然公園特別地域 ・インターチェンジの周辺（道路敷から 500mの範囲）			
許可地域	第１種許可地域	・高速道路（新名神）から 展望可能な 300m以内の地域 ・高速道路（新名神）のうち、土山ＳＡ、甲南ＰＡから展望可能な 500m 以内の地域（インターチェンジの周辺（禁止地域）を除く） ・鉄道から 100m以内の地域 ・指定道路（一般国道及び県道草津伊賀線、県道泉水口線の南林口以東、市道名坂中邸線）から 30m以内	総面積 10 ㎡を超える場合は許可申請が必要	すべて許可が必要	
許可地域	第２種許可地域	・第１種許可地域、第３種許可地域及び禁止地域を除く他の地域			
許可地域	第３種許可地域	・第１・２種低層住居専用地域以外の住居系用途地域（第１種中高層住居専用地域等）			

※：建築基準法施行令　第１条　第１項による／（用語の定義）敷地　一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

推奨基準適用地区	第１種	・土山地域国道１号沿線地区 ・水口地域旧東海道沿線地区	総面積 10 ㎡を超える場合は許可申請が必要 総面積 10 ㎡以下の場合は届出が必要	※推奨基準適用地区については該当する上記のいずれかの許可地域の申請要件・基準を適用します。 推奨基準（次頁）を努力義務とし、この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大３年の屋外広告物について許可期間を最大６年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。
推奨基準適用地区	第２種	・国道１号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間及びこれから片側 30m以内の両側の地域（禁止地域を除く） ・国道３０７号沿道景観形成地区（禁止地域を除く） ・杣川河川景観形成地区（禁止地域を除く）	総面積 10 ㎡を超える場合は許可申請が必要	

の

示面積

■許可の個別基準

＜許可地域・禁止地域の両方に適用される一般許可基準＞

（１）都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。

（２）地色は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色を使用しないこと。

（３）反射材等を用いる場合は、交通の安全性に十分配慮すること。

（４）蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。

（５）照明を伴うものにあっては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。

（６）ネオンサイン等は、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。

~~（７）発光ダイオード、液晶パネル、電光掲示装置その他の装置を利用して常時表示の内容を変えることのできる屋外広告物（以下「可変表示式広告物」という）は、できるだけ面積を小さくすること。~~

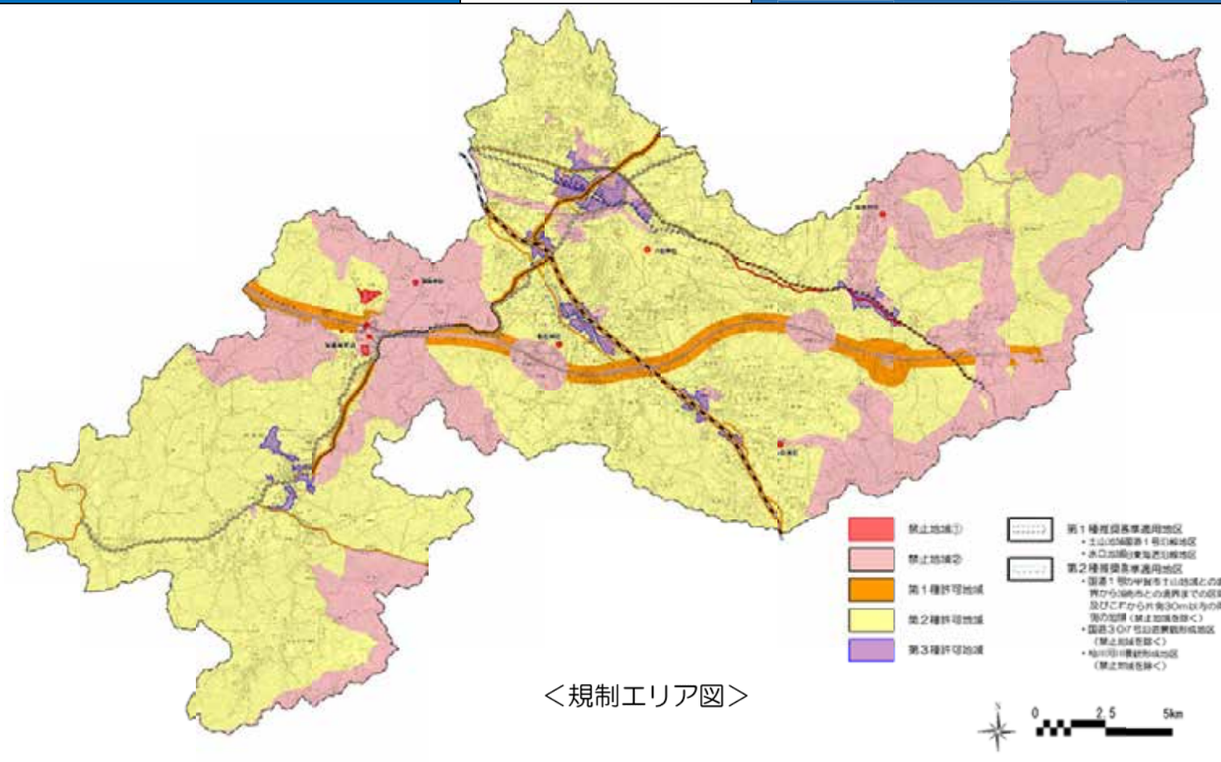

＜規制エリア図＞

＜地域ごとの許可基準＞　　－：規制なし　　＜推奨基準＞

地域の種類		禁止地域		許可地域			推奨基準適用地区
		第１種禁止地域	第２種禁止地域	第１種許可地域	第２種許可地域	第３種許可地域	
自家用広告物							
屋上広告物	面積	設置できません	－	－			設置しないこと
	高さ等		建物の高さ×2/3 かつ３ m以下	建物の高さ×2/3 かつ 10m以下（住居系用途地域にあっては５m以下）	建物の高さ×2/3 かつ 10m以下	建物の高さ×2/3 かつ 5m以下	
			建物の幅をはみ出さない				
			広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること 形状は、縦の長さを横の長さで除した数値が 1.2以下であること				
壁面広告物	面積	壁面の面積×1/4 以下	壁面の面積×1/3 以下	壁面の面積×1/2 以下（住居系用途地域にあっては×1/3 以下）	壁面の面積×1/2 以下	壁面の面積×1/3 以下	壁面の面積×1/4 以下
	高さ等	壁面からはみ出さない					
突出広告物	面積等	－					
	突出し幅	取付壁面から 1.5m以下　道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅 1m以下					
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない					
	下端の高さ	【車道】4.7m以上　【歩道】2.7m以上					
野立広告板 野立広告塔	面積等	幅 4.5m以下	－	－			幅 4.5m以下
	高さ	地上から 10m以下		地上から 20m以下（住居系用途地域にあっては１０m以下）	地上から 20m以下	地上から 10m以下	地上から 10m以下
	指定道路沿線	道路面から 10m以下		道路面から 20m以下（住居系用途地域にあっては１０m以下）	－		道路面から 10m以下
総量規制		１５㎡	15 ㎡	－			15 ㎡
可変表示式広告物		設置できません	3㎡以下（片面）	10 ㎡以下（片面）（住居系用途地域にあっては3㎡以下）かつ建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の１/４以下	10 ㎡以下（片面）かつ建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の１/４以下	3㎡以下（片面）	3㎡以下（片面）
			できるだけ面積が小さくなるよう配慮する　１事業所につき原則１個 指定道路に接する敷地では、地上からの高さ１０m以下・住居系用途地域にあっては地上からの高さ５m以下				
一般広告物							
屋上広告物	高さ等	設置できません		建物の高さ×1/2 かつ 10m以下（住居系用途地域にあっては５m以下）	建物の高さ×1/2 かつ 10m以下	建物の高さ×1/2 かつ 5m以下	設置しないこと
				建物の幅をはみ出さない 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること 形状は、縦の長さを横の長さで除した数値が 1.2 以下であること			
壁面広告物	面積			壁面の面積×1/2 以下（住居系用途地域にあっては×1/3 以下）	壁面の面積×1/2 以下	壁面の面積×1/3 以下	
	高さ等			壁面からはみ出さない			
突出広告物	面積等			－			
	突出し幅			取付壁面から 1.5m以下 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅 1m以下			
	上端の高さ			取付壁面の高さを超えない			
	下端の高さ			【車道】4.7m以上　【歩道】2.7m以上			
野立広告板	面積等			設置できません	20 ㎡以下（片面）	５㎡以下（片面）	
	高さ				地上から 4.5m以下		
	相互の距離				鉄道、指定道路等から５００m以内では100m以上	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に２個以内	
野立広告塔	面積等				20 ㎡以下　一面の幅 2m以下	一面５㎡以下	
	高さ				地上から 10m以下	地上から 4.5m以下	
	相互の距離				鉄道、指定道路等から５００m以内では100m以上	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に２個以内	
可変表示式広告物					設置できません		
道標・案内図板の類							
面積		３㎡以下（片面）	５ ㎡以下（片面）	＜非自家用広告物の野立広告板・野立広告塔の基準と同じ＞			５ ㎡以下（片面）
高さ		地上から 4.5m以下　　指定道路沿線にあっては道路面から 4.5m以下					地上から 4.5m以下 指定道路沿線にあっては道路面から 4.5m以下
集約化		２人以上なら５㎡以下（片面）	２人以上なら８㎡以下（片面）　できるだけ集約すること				２人以上なら８㎡以下（片面） できるだけ集約すること
表示内容		地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が広告表示面積の 40%以上であること					地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が広告表示面積の 40%以上であること
個数等		同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を 500m以上離すこと	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m の区間）に２個以内				同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を 500m以上離すこと
その他		国道同士の交差点から 30m以内の区間は掲出不可					国道同士の交差点から 30m以内の区間は掲出不可
可変表示式広告物		設置できません					設置できません

※　第１種禁止地域及び推奨基準適用地区の推奨基準（共通）

色彩	（1）　広告物の地色の基調色は、彩度８を超えない	色彩	（3）　支柱又は広告物の裏側は、濃い茶色とする
色彩	（2）　彩度１０を超える色を使用する場合、１面の面積あたり３分の１以上使用しない	素材	（1）　木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に現れるように配慮する。

資料１－２

甲賀市屋外広告物条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　広告物及び掲出物件の制限（第３条―第１７条）
第３章　監督（第１８条・第１９条）
第４章　雑則（第２０条―第３３条）
第５章　罰則（第３４条・第３５条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について必要な規制を行うとともに、これらの維持について必要な制限を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　屋外広告物　法第２条第１項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）をいう。

（２）　掲出物件　広告塔、広告板その他の広告物を掲出するために設置する物件をいう。

（３）　歴史的伝統的意匠屋外広告物　第１０条第１項の規定により指定された広告物をいう。

（４）　優良意匠屋外広告物　第１０条第２項の規定により指定された広告物をいう。

第２章　広告物及び掲出物件の制限

（禁止広告物）

第３条　何人も、広告物又は掲出物件のうち、次に掲げるものを表示し、又は設置してはならない。

（１）　著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの

（２）　著しく破損し、又は老朽化したもの

（３）　倒壊又は落下のおそれがあるもの

（４）　信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

（５）　道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（禁止物件）

第４条　何人も、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（１）　橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯

（２）　街路樹及び路傍樹並びにこれらの支柱

（３）　彫像及び記念碑の類

（４）　景観法（平成１６年法律第１１０号）第１９条第１項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第２８条第１項の規定により指定された景観重要樹木

（５）　公用又は公共用の石垣、擁壁の類

（６）　郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所及び路上変電塔

（７）　信号機、道路標識及び交通安全施設、駒止めの類並びに里程標の類

（８）　消火栓、防火水槽及びその防護柵、火災報知機並びに火の見やぐら

（９）　送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔

（１０）　ガスタンク、水道タンクその他のタンクの類

（１１）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認め規則で定める物件

２　何人も、道路（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第１号に規定する道路をいう。以下同じ。）の路面には、広告物を表示してはならない。

３　何人も、電柱、街灯柱その他電柱の類には、貼紙、貼札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものを表示してはならない。

（禁止地域）

第５条　何人も、次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（１）　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２７条の規定により指定

された建造物の周囲で特に市長が指定する区域及び同法第１０９条第１項若しくは第２項又は第１１０条第１項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち市長が特に指定する区域

（２）　景観計画（景観法第８条第１項の規定に基づき定められたものをいう。）において定められた景観形成地区のうち市長が特に指定する区域

（３）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２章の規定により定められた第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区（市長が指定する区域を除く。）

（４）　滋賀県文化財保護条例（昭和３１年滋賀県条例第５７号）第４条第１項の規定により指定された建造物の周囲で市長が特に指定する区域及び同条例第３４条第１項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域

（５）　甲賀市文化財保護条例（平成１６年甲賀市条例第１７２号）第５条第１項の規定により指定された建造物の周囲で市長が特に指定する区域及び同条例第４５条第１項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域

（６）　自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条第１項の規定により指定された鈴鹿国定公園の特別地域

（７）　滋賀県立自然公園条例（昭和４０年滋賀県条例第３０号）第１６条第１項の規定により指定された三上・田上・信楽県立自然公園の特別地域

（８）　鉄道、軌道、索道及び道路のうち市長が特に指定する区間並びにこれらの区間に接続する地域のうち市長が特に指定する区域

（９）　古墳及び墓地

（１０）　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法（平成１５年法律第２０号）第２条第２項第７号に規定する政令で定める公園又は緑地

（１１）　前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて指定する区域

（許可）

第６条　広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（推奨基準適用地区）

第７条　市長は、良好な景観を保全又は創出することが特に必要な区域を、推奨基準適用地区として指定することができる。

２　市長は、前項の指定をしたときは、当該推奨基準適用地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

３　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

（２）　広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

４　推奨基準適用地区における推奨基準（以下「推奨基準」という。）を定めるときは、基本方針に基づくものとする。

５　推奨基準適用地区のうち市長が別に定める区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、前条の規定により市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

６　前項の規定による届出をしようとする者は、当該推奨基準に適合するよう努めなければならない。

７　市長は、第５項の規定による届出があった場合において、当該推奨基準に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

８　市長は、基本方針又は推奨基準を定め、若しくは変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（適用除外）

第８条　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第４条から第６条まで及び前条第５項の規定は、適用しない。

（１）　法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件

（２）　公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件

（３）　非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物

件

（４）　第４条第１項第４号に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの

（５）　第４条第１項第９号及び第１０号に掲げる物件にその所有者又は管理者（広告物又は掲出物件を管理する者をいう。以下同じ。）が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの

（６）　前号に掲げるもののほか、第４条第１項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

（７）　前２号に掲げるもののほか、第４条第１項第１０号に掲げる物件に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

（８）　公益上必要な施設又は物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの

２　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第５条、第６条及び前条第５項の規定は、適用しない。

（１）　自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

（２）　前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

（３）　前２号に掲げるもののほか、団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が、政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために自己の土地若しくは物件に表示する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

（４）　冠婚葬祭又は祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物又はその掲出物件

（５）　講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物又はその掲出物件

（６）　建設工事について表示される広告物若しくはその掲出物件で当該工事期間中に表示されるもの又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

（７）　人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示する広告物

（８）　地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

（９）　政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第６条第１項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼紙若しくは貼札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

（１０）　歴史的伝統的意匠屋外広告物

（１１）　表示又は設置の日及び当該日から１４日以内に自ら除却する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示する広告物又はその掲出物件

３　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第６条の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第５条の規定は、適用しない。

（１）　自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件（第１項第５号及び前項第１号に掲げるものを除く。）

（２）　道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はその掲出物件

４　国又は地方公共団体が表示する広告物又はその掲出物件（第１項又は第２項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第４条から第６条まで及び前条第５項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体は、当該広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。

５　市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物又はその掲出物件（第１項又は第２項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第４条から第６条まで及び前条第５項の規定は、適用しない。この場合において、当該公共的団体は、当該広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

６　歴史的伝統的意匠屋外広告物については、第１３条第１項の許可の基準の規定

は、適用しない。

（経過措置）

第９条　一の物件が禁止物件となった際又は一の地域若しくは場所が禁止地域となった際現に当該物件又は地域若しくは場所に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、第４条及び第５条の規定にかかわらず、当該物件が禁止物件となった日又は地域若しくは場所が禁止地域になった日から３年間は、当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置することができる。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物）

第１０条　市長は、歴史的又は伝統的な意匠を有し、かつ、素材、規模及び形態が、本市の良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認める広告物を、その所有者の申請に基づき、甲賀市景観条例（平成２５年甲賀市条例第２６号）第３７条第１項に規定する甲賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、歴史的伝統的意匠屋外広告物として指定することができる。

２　市長は、特に優良な意匠を有し、かつ、素材、規模及び形態が、本市の良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認める広告物を、その所有者の申請に基づき、審議会の意見を聴いて、優良意匠屋外広告物として指定することができる。

３　歴史的伝統的意匠屋外広告物又は優良意匠屋外広告物の所有者及び管理者は、当該広告物を前２項の規定による指定があったときの状態に保つよう努めなければならない。

４　歴史的伝統的意匠屋外広告物の所有者及び管理者は、当該広告物が第１項の指定を受けた日から３年毎に、規則で定める書類を市長に届け出なければならない。

５　歴史的伝統的意匠屋外広告物又は優良意匠屋外広告物の所有者及び管理者は、当該広告物の除却又は位置、規模、形態若しくは意匠の変更（第１７条第１項の規定による許可を要する変更及び規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、事前にその旨を市長に届け出なければならない。

６　歴史的伝統的意匠屋外広告物又は優良意匠屋外広告物の滅失したとき（除却に

より滅失したときを除く。）は、その所有者であった者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

７　市長は、歴史的伝統的意匠屋外広告物又は優良意匠屋外広告物が、当該指定をした時の状態でなくなったと認めるときは、その指定を解除することができる。

（許可の申請）

第１１条　第６条の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　許可を受けようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

（２）　管理者の住所及び氏名（法人にあっては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名。第１６条第１項第２号において同じ。）

（３）　その他規則で定める事項

２　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８８条第１項において準用する同法第６条第１項の規定に基づく確認を受けた広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合の管理者は、滋賀県屋外広告物条例（昭和４９年滋賀県条例第５１号。以下「県条例」という。）第２５条第１項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（許可の期間及び条件）

第１２条　市長は、第６条の規定による許可をする場合においては、許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

２　許可期間は、３年を超えることができない。ただし、市長は、第６条の規定による許可をする場合において、次の各号のいずれかに該当するものについては、６年を超えない範囲で許可期間を定めることができる。

（１）　第７条第１項に規定する推奨基準適用地区の区域内にあって、当該区域に係る推奨基準に適合するもの

（２）　優良意匠屋外広告物の指定を受けたもの

３　前項の規定により３年を超える許可期間を定めた場合、第６条の規定による許可を受けた者（以下「表示者等」という。）は、許可後３年経過時に規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

（許可の基準）

第１３条　第６条の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。

２　市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、審議会の意見を聴いて許可することができる。

（完了届）

第１４条　表示者等は、第６条の規定による許可を受けた広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（変更届）

第１５条　表示者等は、第１１条第１項第１号及び第２号に規定する事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（表示）

第１６条　表示者等は、第６条の規定による許可を受けた広告物又は掲出物件（以下「許可広告物等」という。）の見やすい箇所に次に掲げる事項を表示しなければならない。

（１）　許可番号及び許可期間

（２）　管理者の住所及び氏名

２　前項の場合において、許可広告物等に規則で定める許可証票を貼り付けたときは、同項の表示を省略することができる。

３　貼紙の表示者等は、前２項の規定にかかわらず、貼紙に規則で定める許可印の打刻を受けなければならない。

（変更及び継続の許可）

第１７条　表示者等は、許可広告物等について改装（模様替え及び色彩又は意匠の変更をいう。以下同じ。）又は改造（形状、材料及び構造の変更をいう。以下同じ。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な改装又は改造については、この限りでない。

２　表示者等は、許可期間の満了後継続して当該許可広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可期間の満了の日の１０日前までに市長に申請し、

その許可を受けなければならない。

３　前項の許可の申請があった場合において、許可期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可期間の満了後もその処分がされるまでの間は、その効力を有する。

４　前項の場合において、第２項の許可がされたときは、その許可期間は、従前の許可期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

５　第１項及び第２項の許可については、第１１条から前条まで（第２項の許可については、第１４条を除く。）の規定を準用する。

第３章　監督

（管理義務）

第１８条　広告物を表示し､若しくは掲出物件を設置する者又はこれらの管理者は、これらに関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（除却義務）

第１９条　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、許可期間が満了した日、次条の規定により許可が取り消されたことを知った日又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなった日から１０日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第９条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

２　前項の規定により許可広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第４章　雑則

（許可の取消し）

第２０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第６条又は第１７条第１項若しくは第２項の規定による許可を取り消すことができる。

（１）　表示者等が次条の規定による市長の命令に従わず、許可広告物等（第１７条第１項又は第２項の規定による許可広告物等を含む。）が、景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに

至ったとき。

（２）　第１１条第１項（第１７条第５項において準用する場合を含む。）に規定する申請書に虚偽の記載があったとき。

（３）　第１２条第１項（第１７条第５項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

（４）　第１５条（第１７条第５項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠ったとき。

（５）　第１６条（第１７条第５項において準用する場合を含む。）の規定による表示をしなかったとき。

（違反に対する措置）

第２１条　市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらの管理者に対して、当該広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、又は５日以上の期限を定め、当該広告物若しくは掲出物件の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

（違反広告物である旨の表示等）

第２２条　市長は、前条の規定により措置を命じた場合において、当該命令を受けた者が期限を経過してもこれに従わないときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

２　市長は、前項の規定による表示をした場合において、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに当該命令に係る広告物が表示され、又は掲出物件が設置されている場所その他必要と認める事項を公表することができる。

（略式の代執行手続）

第２３条　市長は、第２１条の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらの管理者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、５日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨

及びその期限までに除却しないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

（保管広告物等を保管した場合の公示）

第２４条　市長は、法第８条第１項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該保管する広告物又は掲出物件（以下「保管広告物等」という。）の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示しなければならない。

（１）　保管広告物等の種類及び数量

（２）　保管広告物等を除却した日及び場所

（３）　保管広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

（４）　前３号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項

２　前項の規定による公示の方法は、規則で定める。

３　市長は、第１項の規定による公示を行うほか、保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供しなければならない。

（保管広告物等の売却）

第２５条　市長は、保管広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前条第１項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該保管広告物等を返還することができない場合において、当該保管広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該保管広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

（１）　法第７条第４項の規定により除却された広告物　２日

（２）　特に貴重な広告物又は掲出物件　３月

（３）　前２号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件　２週間

２　前項の保管広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該保管広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該保管広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

３　第１項の規定による保管広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければな

らない。ただし、競争入札に付しても入札者がない保管広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる保管広告物等については、随意契約により売却することができる。

４　前３項に定めるもののほか、保管広告物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

（保管広告物等の返還）

第２６条　市長は、保管広告物等（前条第１項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該保管広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該保管広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

（立入検査）

第２７条　市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地及び建物に立ち入らせ、広告物若しくは掲出物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（処分、手続等の効力の承継）

第２８条　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらの管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定によって従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

（手数料）

第２９条　この条例の規定により許可を受けようとする者は、甲賀市手数料条例（平成１６年甲賀市条例第４８号）に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第６条第１項の規定による届出を行った政党

その他の政治団体が立看板、広告旗、貼紙若しくは貼札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

（審議会への諮問）

第３０条　市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

（１）　第４条第１項第１１号の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするとき。

（２）　第５条の規定による指定をし、又はこれを変更しようとするとき。

（３）　第７条第２項の基本方針又は第８条第１項及び第１３条第１項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

（４）　第１３条第２項の規定により許可しようとするとき。

（５）　第１０条第１項及び第２項の規定による指定をしようとするとき。

（告示）

第３１条　市長は、第５条及び第７条第１項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その内容を告示しなければならない。

（規則への委任）

第３２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（適用上の注意）

第３３条　この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第５章　罰則

（罰則）

第３４条　第２１条の規定による市長の命令に違反した者は、５０万円以下の罰金に処する。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

（１）　第６条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

（２）　第１７条第１項の規定に違反して許可広告物等を改装し、又は改造した者

３　第２７条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質

問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、２０万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第３５条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２７年１２月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた県条例の規定による申請であって施行日以後に許可期間が開始されるものについては、施行日においてこの条例の規定によりなされた申請とみなす。

２　施行日前に県条例の規定に基づきなされた許可で施行日の前日において当該許可の期間の満了の日（以下「満了日」という。）が到来していないもの（以下「旧許可」という。）については、施行日から満了日までの期間は、この条例の規定による許可とみなす。

３　前項の規定の適用を受けて適法に表示されることとなる広告物又は設置されることとなる掲出物件であって、第１３条第１項の基準に適合していないものに係る施行日以後最初に行う第１７条第２項の規定による申請（本条第１項の規定より第１７条第２項の申請とみなされるものを含む。）及び許可については、第１３条第１項の規定にかかわらず、当該広告物又は掲出物件の旧許可に係る基準を適用する。

４　前項の規定の適用がある場合における第１７条第２項による許可の期間の満了の日までに、別に定めるところにより、前項の規定の適用を受けている広告物又は掲出物件を第１３条第１項の基準に適合させる改修、除却その他の措置をとることを記載した計画書の提出があり、市長が相当と認めるときは、第１７条第２項の規定は、この条例の施行日から起算して７年を経過する日までの間、適用しない。

（甲賀市景観条例の一部改正）

第３条　甲賀市景観条例の一部を次のように改正する。

付則第４項中「この条例の施行後も、当分の間」を「この条例の施行後から平成２７年１１月３０日までの間」に改める。

資料２

推奨基準適用地区における基本方針（案）

１　広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

甲賀市景観計画（平成２５年１０月１日施行）において、推奨基準適用地区に指定する地域のうち、土山地域国道１号沿線・国道３０７号沿道景観形成地区・杣川河川景観形成地区は景観形成地区に指定されており、従来から良好な景観形成に取り組んできた地域であり、水口地域旧東海道沿線は景観計画において歴史的な道筋として位置づけられ、古来より都と東国を結ぶ交通の要衝として繁栄した城下町、宿場町の雰囲気を残す地域である。また、同じく指定する水口地域を含む国道１号は、都市間を結ぶ主要な幹線道路として位置づけられ秩序ある沿道景観の形成が求められている。

当該地域を、推奨基準適用地区と指定することにより、広告物の秩序ある設置を促進することができ、景観計画に基づき各地域の特性を踏まえた良好な景観の保全と創出が図れるものと考える。

また、このような取り組みの成果を市民等が実感でき、より秩序ある広告物の表示や掲出に努める行動に波及していくことで、良好な景観形成につながるものと考える。

２　広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

⇒別紙基準表のとおり

資料３

甲賀市屋外広告物条例に基づく公共的団体の指定（案）

平成２７年●月●日
告示第●号

甲賀市屋外広告物条例（平成●年甲賀市条例第●号）第８条第５項の規定に基づき、公共的団体として次のものを指定し、平成２７年●月●日から適用する。

滋賀県金融広報委員会
滋賀県商工会連合会
大津商工会議所
草津商工会議所
近江八幡商工会議所
八日市商工会議所
彦根商工会議所
長浜商工会議所
守山商工会議所
公益社団法人びわこビジターズビューロー
滋賀県農業協同組合中央会（ＪＡ滋賀中央会）
滋賀県信用農業協同組合連合会（ＪＡバンク滋賀信連）
全国農業協同組合連合会滋賀県本部（ＪＡ全農しが）
全国共済農業協同組合連合会滋賀県本部（ＪＡ共済連）
滋賀県農業共済組合連合会（ＮＯＳＡＩ滋賀）
滋賀県森林組合連合会
公益社団法人滋賀県防犯協会
公益財団法人滋賀県交通安全協会
公益財団法人滋賀県文化振興事業団
公益財団法人滋賀県体育協会
近江米振興協会
公益財団法人滋賀県文化財保護協会
滋賀県道路公社
自治会、町内会、自治振興会その他これらに類する住民が組織する団体
日本赤十字社
共同募金その他社会福祉事業（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。）を行うことを目的とする団体